浜田市協働のまちづくり推進条例(案) に対する意見と浜田市の考え方

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例(案)を読んでみて、総花的でそれぞれの役割が明確になっていない印象を受けました。現在の浜田市自治区設置条例と比較しても、自治区長の設置に関する条項が廃止されたこと以外の違いも良くわかりませんでした。以下の事項について見直しを要望します。 1 浜田市のまちづくりについて、浜田市長をはじめとして、浜田市の各組織の役割を明記する。浜田市長や浜田市各組織が、市民が市政について自ら考える情報を提供するだけでなく、市民に対してまちづくりの計画、実施、検証について何をするか明確にする。(第3章の見直し) 2 地域協議会の委員決定の方法について、もう少し具体的にする。地区まちづくり推進委員会、各自治会から何名以上推薦する、他のまちづくり活動団体の具体例をあげる、推薦が多かった場合の人選方法、等々。(第5章の見直し)	1 この度の条例は、協働のまちづくりを推進していく上で、必要となる基本的な考えやまちづくりの拠点などを定めた、理念条例になります。 第16条「まちづくりに関する情報の共有」に規定しているとおり、市の各組織の役割やその方法などまちづくりに関する情報については、積極的にお知らせしてまいります。 また、推進計画につきましては、第21条にありますように、新しい総合振興計画の中に盛り込み推進していくとともに、総合振興計画審議会において、検証していくこととしています。 2 地域協議会の委員については、これまでと同様に、まちづくり活動団体からの推薦としています。す。詳細な委員の選出方法につきましては、地域ごとにその実情が異なるため、各地域協議会の中で議論していただきたいと考えています。
2	私としましては、まだまだ未完成であったと思っていました「自治区制度」ですが、今回この制度に代わる新しい制度を作って浜田市の未来を構築することになります。 そこで、現在の自治区制度の何が何に、どのように代わるのか丁寧に説明をする必要があると思います。 今回の条例の中では、そのあたりが見えてきません。 これまでも「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取組んできたと書かれていますし、そのようにしてきました。今度はどうかと条例を見ますと、やはり同じことが書かれています。なぜだろうかと皆さんは思われると思います。十分な説明をお願いします。 私は現行の自治区制度のもとで、協働のまちづくりをより強く進めるための意識改革が求められたと思っています。	な部分につきましては、公民館のコミュニティセン

3 地域協議会のあり方について、自治区制度に変わる新たな制度を作るのに、地域協議会の制度を変えないということが理解できません。

自治区長もいなくなることになれば、あとは地域の状況や課題・要望を市長に伝える者は地域協議会の代表しかいません。地域協議会の権限を強くし、市長も常に地域協議会と協議して市政を司る仕組みにしなければ、地域住民は不安でなりません。どんどん行政が地域から遠のきます。

聞くところによりますと、支所長もその任を任されると言います。あり得るのですか。まやかしにしか思えません。

4 第7章の表題について、「条例の検証」ではなく 「条例の推進」であると思います。条例をしっかり 身のあるものにするためにはどんな策を講じますと いうことが良いと思います。

何度条例を閲覧しても、絶対的な必要性を感じません。何をどのようにしたいのかが見えてきません。この条例は必要なのでしょうか。

市の役割や市民の役割について記述してありますが、これは当然なことですし、こんなことをするのであれば、何もかも条例化することになりませんか。

それにより合併によって市役所(行政)がどんど 考えています。 ん遠のくことへの不安、不満の解決策を講じて頂き 今後は、この たい。以前パブコメで意見を申し上げましたが、合 併してからというもの何も良いことはありません。 検討していきた 悪くなったことばかりが積み重なります。

私たちは助けてほしいのです。助けて頂くための 具体的な浜田市の政策を待ちこがれています。

第23条「推進体制」とあるが検証組織等が明解でない。

5

第24条「条例の見直し」見直しの場合の検討体制が明解でない。

都合のいい人選では発展した体制になりません。 左右の意見を持った人選によりまとまった時の効果 は大きくなります。未来を見越し時代に沿った体制 創りをして下さい。

地域協議会は地域の課題や意見を吸い上げる仕組みとして、市民の皆さんからの存続の要望により継続して組織することとなりました。

今後の地域協議会では、これまでの所掌事項に、 中山間地域振興対策や一体的なまちづくりに関する 事項についても調査審議していただくこととしてい ます。

協働のまちづくりを進めていくためにも、活発に 調査審議いただき、まちづくりに対するご意見等い ただきたいと考えます。

また、地域協議会からいただいたご意見は尊重 し、施策等への反映に努めることとしており、その 内容については新たに条文に明記することとしまし た。

第7章、第23条(変更前)の推進体制については、この度の見直しで第6章「協働のまちづくりの推進」の中で規定することとしたため、第7章「条例の検証」の章は削除することとしています。

条例の必要性につきましては、第 1 条「目的」に ありますように、今後のまちづくりの基本的なルー ルを定め、市民等及び市の役割を明らかにすること にあります。これは、まちづくりを進めていく上で は当然のことではありますが、条例という形で皆さ んにお示しすることで、まちづくりに対する意識が 高まり、協働のまちづくりが更に推進できるものと 考えています。

今後は、この条例のもと、地域の不安や課題に対 して市民の皆さんと共に取り組みながら、具体策を 検討していきたいと考えています。

条例の検証および見直しを行う組織については、 浜田市総合振興計画審議会が担っていくことを考え ています。

当該審議会の人選につきましては、条例の策定に 携わった検討委員会の委員はもとより、幅広い世 代、分野から選出したいと考えています。 6 第2条について、事業者が、市内において事業活 動を行うものとなっており、これでは営業エリアに 本市が含まれる事業者はすべて対象となります。ま ちづくりの主体を考えるうえで、ここまで対象を広 げる必要はないと思います。

> 次に、まちづくりの定義にある自分達が暮らす地 域とは、他の章との関連付けからみて、広くて地域 協議会エリアと捉えるのがふさわしいと思います。

第4条について、まちづくりの条例に、自治基本 しょうか。そもそも、ここに書いてあることは、法 律や浜田市の制度などで担保されており、あえて記 述する必要はないと思います。

市民等には、事業所も含まれており、市内におい て事業活動を行うものとの定義で言えば、本市を営 業エリアとする全事業者が対象となります。本市の 地域のまちづくりを考えるうえで、まちづくりの主 体としてそうした事業者を含めて考えることは適当 でないと思います。また、事業者については、政治 活動、宗教活動等の言及もなく、営利目的などの制 約もありません。第2条の定義と合わせて再検討す る必要があると思います。

参画する権利、知る権利、意見を述べる権利が市 政全般に保証される規定であり、既に施行している 各種制度との整合性が図れているのか疑問に思いま す。

また、この条例は、市民等と市が、ある意味「対 等」に協働してまちづくりを進めるための理念を定 める条例であると思うので、それぞれ協働するため の役割等を定めるにとどめ、この条例に市民等の権 利を定めることは、バランス的にも適当でないと考 えます。

これからのまちづくりは、事業者を含め、様々な 主体と共に進めていく必要があります。事業者の範 囲に関する記述について、先進地のまちづくり条例 等を参考に検討しましたが、現状の表現が相応しい ものと考えます。

また、本条例中の「地域」という表現について は、その文脈から意味合いが変わってくるものと考 えています。「まちづくり」の定義にある「地域」 につきましては、ご意見にあるような捉え方で良い ものと考えます。

第4条「市民等の権利」につきましては、法令や 条例のような市民の権利を規定する必要があるので「当市の制度に担保されていることは認識していま す。その中で、あえてこの条例に明記することで、 市民等の皆さんに自らの権利を認識していただき、 協働のまちづくりに取り組んでもらいたいという思 いから規定したものです。

> また、市内で事業活動を行っている事業者におい ても、まちづくりの主体の一つとして、そのノウハ ウや特性を活かし、協働のまちづくりに参画してい ただきたいと考えています。

> 本条例内での「市政」という表現につきまして は、ご指摘のとおり、協働のまちづくりを進めてい くという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」と いう表現に留めるよう、修正します。

8	第6条について、市政すべてが、本条例でいうまちづくりと関連するものではないと思います。 ゆえに、市政という表現は、まちづくりに置き換え、この条例の趣旨に合うようにまちづくりに特化した表現にするのがふさわしいと思います。 また、第1項は、第10条第1項とも重複し、市民等の役割には同様の項目がないことから、既述の必要はないと思います。 第2項は、当然のことではありますが、「分かりやすい」や「誠意」といった表現の判断基準は個々に異なり、相手の求めるものを満たせない場合、誠意がない、分かりにくいと捉えられることは大いにあります。こうしたことから、記述しないのが適当と思います。	本条例内での「市政」という表現につきましては、ご指摘のとおり、協働のまちづくりをすすめていくという本条例の趣旨を踏まえ、「まちづくり」という表現に留めるよう、修正します。 第6条は市の役割として情報の積極的な提供について規定しており、第16条第1項(変更前:第10条第1項)については、市民等も含めた情報の共有について規定していますので、別に規定する必要があるものと認識しています。 第6条第2項については、基準が曖昧とのご指摘ですが、市として取り組む姿勢として明記しているものです。
9	第7条について、第1項は、第13条第1項の人材 育成に包含されており、記述は必要ないと思いま す。 第2項は、公務外での取り扱いを規定したもので あると思います。第5条で市民等の役割が規定して あり、重複しているため、記述は必要ないと思いま す。 また、職員は第2項のとおり積極的にまちづくり に参画するよう努めることはもちろんですが、この 条例は市民等と市が協働してまちづくりを進めよう とする条例であることからも、この条例にこの第2 項のような規定を記述することは適当ではなく、こ のような規定を記述することは適当ではなく、こ のような規定を定めたい場合は、この条例ではなく 別の条例等に規定した方がこの条例の趣旨やバラン スとしても良いのではないかと思います。	第7条第1項については市職員を対象にした人材育成について規定しています。第17条第1項(変更前:第13条第1項)は市民等全般を対象とした人材育成について規定しています。 市職員も市民に含まれることから、第7条第1項は必要ないのではとのご意見ですが、市職員については、市民としての人材育成も必要ですが、市の役割を果たすため、職員としての人材育成も必要との考えから、別途、規定したものです。 第7条第2項につきましては、あえて市職員の地域活動への参画について条例に明記し、市職員の意識を高めたいと考えています。
10	第9条について、定義上、市民等には事業者が含まれています。第1項で、その市民等が事業者と連携を図るという構図となっており、条文の整理が必要であると思います。	ご指摘のとおり、他の文言と合せて修正します。
11	情報の定義が曖昧であり、取り扱う情報が、市政全般であったりまちづくりに関するものであったりとまちまちになっています。第10条にあるとおり、本条例で取り扱う情報は、まちづくりに関する情報ということで、統一すべきであると思います。	に推進条例であることから、条例内で規定している 「情報」については、「まちづくりに関する情報」

12	第11条について、第4条第1項と第3項でいうと	本条例は、協働のまちづくりに関する条例である
	ころの権利の行使の対象として規定されていると思	ことから、ご意見を踏まえ、まちづくりに関する市
	うので、条文中にそのことがわかるよう記述するの	民参画となるよう、修正します。
	が適当と思います。	また、パブリックコメント制度との整合性につい
	また、第1号から第4号までの記述は、市政全般	ては、表現は異なるものの、その内容については整
	を意識した項目になっているようですが、本条例で	合性が取れているものと考えています。
	取り扱うまちづくりや情報の定義と整合を図る必要	
	があると思います。	
	また、第 12 条でパブリックコメントを参画方法	
	として示してあり、既存のパブリックコメント制度	
	とも整合性が必要だと思います。	
13	第12条について、第4条第1項と第3項でいう	「効果的である」という表現につきましては、ご
10	ところの権利の行使の手法として規定されていると	意見のとおり曖昧な表現であることから、修正しま
	思うので、条文中にそのことがわかるよう記述する	す。
	のが適当と思います。効果的であると認めるのは、	7 0
	誰の判断によるのか基準が曖昧であり、また、効果	
	的であると認められた場合は全ての項目で行うの	
	か、いくつの項目を行えばよいのかという点も曖昧	
	であることから、「いずれか」と表現する方がふさ	
1.4	わしいと思います。	ルトナロン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
14	第19条について、「地域協議会と他のまちづく	地域協議会と地区まちづくり推進委員会をはじめ
	り活動団体と連携し」とあるが、そもそも附属機関	とする他のまちづくり活動団体との関係を示すべき
	と活動団体は役割が異なるもので、ここでの地域協	とのご意見もあり、明記したものです。
	議会の表現は除くべきと思います。	Nicht - 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
15	第21条について、第1項は第6条第1項と、第2	ご指摘のとおり、重複する部分があることから、
	項は第6条第5項と内容が重複するので、第6条第	第21条(変更前) については、第20条「市による」
	1項及び第5項を削って、第21条を残して具体的な	推進」と統合します。
	行動として整理することが適当であると思います。	
16	第23条について、検証のための、目標設定や計	目標設定や計画策定につきましては、他からもご
	画策定については、本条例には言及されていませ	
	ん。必要ないのでしょうか。	について明記することとしました。
		なお、 推
		る浜田市総合振興計画後期基本計画の中で、「協働
		のまちづくり」を柱立てのひとつとして掲げ、その
		中で進捗管理を行っていきたいと考えています。
	1	1

17 本条例は、第1条の目的を第2条の定義を引用し てかみ砕けば、市民等及び市が、相手の立場や違い を尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、地域の 活動に参画し、責任や役割分担を明確にし、自分達 が暮らす地域をより住みよくしていくためのものと 言えるのではないかと思います。

> また、地域協議会や地区まちづくり推進委員会が 規定されており、協働のまちづくりの推進母体の1 つと位置付けられています。

> これらのことから、本条例で言うまちづくりと は、市政全般ではなく、各地域での取組を指すもの と解釈するのが適当だと思います。

> ゆえに、本条例において市政という表現が使われ ることで、市の政策判断に常に市民や事業者が関わ るという内容になっていることに違和感がありま

ご指摘のとおり、本条例はこれからの浜田市の協 働のまちづくりに関する基本的なルールや考え方を 定めていることから、「市政」という表現について は、「まちづくり」という表現に留めるよう修正し ます。

自治区制度によって、市の中心部から遠い住民 18 た。

> 今後は、地域協議会が市長に提言されるとの事だ が、そこに行くまでの道筋が不明に思われます。

> 公民館のコミュニティセンター化についてです が、公民館活動の中心は「生涯学習」と「行政窓口 業務」の二本立ての様です。それに見合う人員配置 をお願い致します。

> 新しい制度に変わっても、実行するのは人だと思 います。現状は良いと思いますが、公務員は住民の ために働く方々と思っています。市長、部長さん等 の方を向かず、常に住民の方を向く様に、今以上に お願い致します。末端の住民に「毛細血管に血がゆ きわたるように、楽しく安心して生活できるように お願い致します。このような思いが叶う制度に発展 することを切に願います。

これまで自治区長が担ってきた役割につきまして は、自治区長に相談することが出来、大変良かっしは、基本的には支所長により引き継いでいきたいと 考えています。

> また、地域協議会についても、市民の皆さんの声 を行政へ届ける手段の一つとして引き続き組織する こととし、いただいたご意見は尊重してまいりま す。

> 公民館のコミュニティセンター化による人員配置 につきましては、第20条「市による推進」で規定し ているとおり、館長の勤務体系の変更や(仮称)ま ちづくりコーディネーターの配置など、人的支援に ついて実施していくこととしています。

> 条例施行後も、これまで以上に、楽しく安心して 生活を送っていただけるようなまちづくりに取り組 んでまいります。

19

新しい条例では、市長に意見を述べることができるものは地域協議会のみになります。地域協議会からの提言をどれ程汲みとっていただけるのか不安です。市の中心部から離れた地域が、更に見離され、切り捨てられていくのではないかと危惧しています。そのような事がないよう、地域協議会の位置づけをより重要なものにしていただきたいと思います。

コミュニティセンター化については、すでにまち づくりの拠点になっている公民館もあれば、まちづ くりに関わっていない公民館もあり、足並みが揃っ たスタートではありません。各センターで状況は大 きく違うのですから、人員体制も各センターの状況 に応じたものにしていただきたいと思います。

地域の違いや特性は大事ですが、進む方向が違ってはいけません。

全地域が同じ方向に向かって歩みを進めていける制度となって欲しいと思います。

地域協議会からいただいたご意見は尊重し、施策 等への反映に努めることとしており、その内容については新たに条文に明記しすることとしました。

また、公民館のコミュニティセンター化による人 員配置につきましては、「市による推進」に規定し ているとおり、館長の勤務体系の変更やまちづくり コーディネーターの配置など、人的支援について実 施していくこととしています。

なお、コミュニティセンター化による人員体制に つきましては、現在、各公民館へヒアリングを実施 しております。地域の実情に応じた配置となるよう 努めてまいります。

20

来年4月から条例が施行されることになっていますが、公民館やまちづくり委員会は、現実問題として、今後どのような形でまちづくりを進めていけばよいのか、新しい制度の具体的な中身が見えないので、ほとんどの住民は不安を抱え、公民館やまちづくりの関係者は困っています。

まちづくりの拠点となる公民館のコミセン化に向けた調整については、今後、教育委員会が公民館と話し合いをされると伺っていますが、今後まちづくりを進めていくうえでは、公民館だけでなく、まちづくり推進委員会をはじめ地域で活動されている様々な組織も一緒になって調整に向けた議論をしないと、新たなまちづくりの拠点にはならないと思います。

12 月に条例を作って、それから分かりやすい説明を行うとのことですが、これでは新年度には間に合いません。やりながら作っていくというのも無責任ではないでしょうか。早くコミュニティの形を示していただき、地元での議論が始まるように取組んでいただきたいと思います。

公民館のコミュニティセンター化については、センターと地区まちづくり推進委員会との関係性を地域ごとに整理・調整する必要があると考えますので、今後、両者を交えた議論を進めてまいります。

21

この条例作成にあたり、検討委員会を重ね、市民 との意見交換を束ね纏められた職員の方々の作業に 敬服します。

この条例作成のプロセスを経験された職員の方々は、条例作成における様々な団体代表者との協働作業をされる中で、協働を体感されたと推察します。

今後、浜田市中山間部においては、超高齢少子社会が更に急激に変化すると予測されます。条例に明記されている地域の人材育成、市の職員の方々も研修を重ね地域人としても協働のまちづくりに参画されるよう期待します。

地域協議会とまちづくり推進委員会、他の団体と の連携については、第6章で纏められています。こ のパイプが地域の課題解決のための市民参画による 地域政策作りに大きく関与するものと期待します。

※この条例が浜田市協働のまちづくりのバイブルとなり、まちづくりを我が事として取組む市民が増えていくことを切に願っています。

人材育成及び市職員の研修や地域活動の参画につきましては、「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を実現するためには、欠かせない内容と考えております。

今後も、研修等による意識の啓発や地域活動への 参画促進に努めてまいります。

地域協議会につきましては、地域の課題解決の手法の一つとして、市民の皆さんからの要望により、引き続き組織することとしています。活発な議論をしていただき、いただいたご意見につきましては、施策等へ反映できるよう努めてまいります。

22

- 1 「○○の推進に努めるものとする」という表し 方が多いのですが、努力するけれども、できな かった時はいたしかたないという説明にすりかわ りやすいのではと思います。
- 2 検証の体制が盛り込まれたことはとても大事と 思います。まちづくりは、市民も、先導する市職 員の意識も合わさって成し遂げられるものです。 検証の折、市職員さんの意見も十分反映され、そ れらが埋没しないよう尊重されるものにしてくだ さい。
- 3 第 22 条答申では、「公民館に社会教育活動のほか」がありのに、パブコメにはその箇所がない。 そのまま文言を残さないのですか。

1 必ずしなければならない事項については。「~ するものとする。」といった表現としています。

「〜努めるものとする。」としているものについては、その意識をもって取り組んでもらいたいという事項について使用しています。

なお、本条例の表現につきましては、内容を再 度検証し、見直しが必要な部分については、修正 します。

2 検証につきましては、外部委員で構成される浜 田市総合振興計画審議会によって検証していくこ ととしています。

検証の際には、市職員の考えについても反映させていただきます。

推進、検証につきましても、市民等と市が一体 となって実施してまいります。

3 「公民館に社会教育活動のほか」という文言に ついては、冒頭の「社会教育・生涯学習の推進の 拠点としていた公民館に」という文言と重複する ため削除したものです。

これまでの社会教育、生涯学習の拠点であるという公民館の役割に加えて、まちづくり活動を推進する役割をもたせるという意味合いがわかるよう、文言を修正します。

公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、現在は教育委員会が所管しているが、まちづくりと社会教育の2つの拠点となるコミュニティセンターは、まちづくり活動に柔軟に活用でき、かつ、行政各部署との円滑な連絡、調整を図ることが望ましく、センター所管は市長部局へ移管することが適当と考える。といいながら、社会教育事業が後退することがないよう、社会教育は教育委員会が、そのまま所管しながら、市長部局と連携を強化する仕組みを検討するという。

公民館をコミュニティセンター化するメリットが 見えてこない。設置数、管理運営、職員体制を考え る時、特に変更点は認められない。名前だけの変更 か。

更に、人口減少と高齢化が急激に進行している様は、どこの集落、自治会においても同様であり、地域の担い手不足は、まちづくり委員会、集落の役員経験者であれば誰もが感じている事。多くの時間と労力を要し、この検討会が行われたであろうメンバーの方々、結局は選ばれたメンバーだけが苦労して、周囲は関心がない、知らないというのが現状である。

既に公民館が地区まちづくり推進委員会の事務局を担うなどしている地域では、公民館のコミュニティセンター化のメリットや変化を感じにくいかもしれませんが、検討部会による検討結果を踏まえ、(仮称)まちづくりコーディネーターの配置やセンター活動予算の充実等を図り、住民主体のまちづくり活動の更なる推進に取り組んでまいります。

また、地域の担い手不足は、全市共通の課題と認識していますので、まちづくりに関する意識啓発や 人材育成に力を入れてまいります。

24 平成17年の市町村合併から、三隅自治区も地域の 特性を活かしながら、地域民がひとつになって地域 活性化の為に頑張ってきました。

> しかし 15 年も過ぎれば人口は減少し、とくに広い 黒沢地域は若者が少なく、一人ひとりに対する地域 の負担が多くなり、住みにくい地域になってきまし た。それでも公民館とまちづくりが一体となって、 地域活性化の為に今、頑張って活動しているところ です。

> これから公民館がコミュニティセンターになるわけですが、人材を増やそうにもこれ以上人がいない、課題も山積みになっている地域の声にもっと耳を傾けていただきたいと思います。また、より良いまちづくりに繋がる為にも、生活条件が不利な地域への予算配分を少しでも多く支援していただけるようお願いいたします。

まちづくりへの参画において、多くの地域で担い 手不足の問題に直面していることは認識しており、 その解決手法の一つとして、この度の協働のまちづ くりがあるものと考えます。

地域の課題については、市民等と市が一体となって解決に向けて取り組んでまいります。

また、今後も、地域の声に耳を傾け、地域の実情を認識した上で、第20条「市による推進」にある、 人的、技術的、財政的支援等について、適切に実施 してまいります。 25 条例を作る前に今ある総合振興計画やまちづくり に関する進捗状況や問題点を市民に対して丁寧に報 告すべきであろうと思う。

また、今回の条例について都市計画や環境対策といった狭義のまちづくり対策ではなく広い意味でのものであるとすれば、まちづくりの意味合いや方向性、住民の合意形成など、まちづくり意識の醸成が必要なのではないだろうか。

浜田市の現状や将来を考えれば、人材や資本が不 足する中で行政と市民が協力して問題解決にあたる ことは大切なことだと思う。ならば、市民の意見に 対して真摯に対応すべきである。画餅とならぬよう 実効性のあるものとして施行して頂きたいと思う。

浜田市総合振興計画については、その進捗状況について、毎年、浜田市総合計画審議会でご意見を伺うとともに、その取組について検証を実施しております。今後も、本条例の検証とともに継続して実施してまいります。

まちづくりに対する意識の醸成につきましては、 この条例策定を契機として、市民の皆さん及び市職 員の更なる意識啓発を図ってまいります。

また、第6条「市の役割」に規定しているとおり、市民の皆さんの考えやご意見の把握に努め、質問等には誠意を持って対応し、まちづくりに反映するよう努めてまいります。